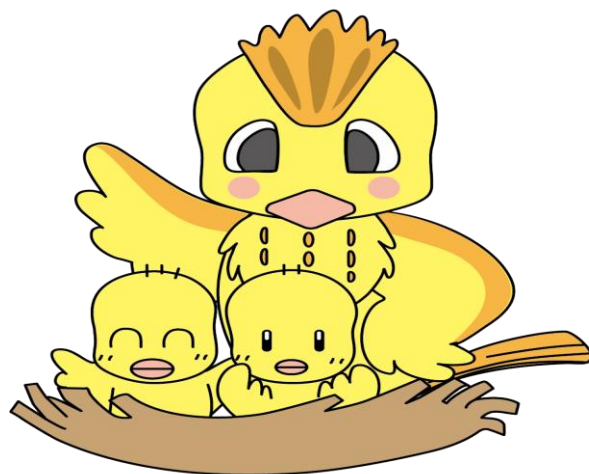


子どもへの虐待防止・ 対応の手引き

(関係機関向け)



令和3年4月 改訂版

瑞穂町

はじめに

児童虐待については、児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたっており、子どもの生命が奪われるなど、重大な事件が後を絶たず依然として深刻な社会問題となっています。

全国の児童相談所が、令和元年度に対応した児童虐待相談対応件数が19万件を超え、統計を取り始めた平成2年度以降、29年連続で過去最多を更新しています。この背景には、虐待について社会的意識が高まったことで通告件数が増えたこと、及び核家族化や経済的不安、地域からの孤立など社会的問題によって、児童虐待そのものが増えていることがあると考えられます。また、子どもが見ている前で親が配偶者に暴力を振るう「面前DV」を、心理的虐待として位置づけ、警察から児童相談所に通告するケースが増えていることも背景にあります。

こうした社会情勢を受け、国は児童虐待防止対策の一層の強化を図るため、令和元年度に児童福祉法等の一部を改正しました。児童の権利擁護について、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあることを踏まえ、改正法において、親権者からの体罰が許されないものであることを明確化しました。その他、児童相談所の体制強化及び関係機関の連携強化等となっています。

このたび、これらの改正内容等を踏まえ手引きの見直しを行い、改訂版を作成しました。この手引きでは、児童虐待の予防、早期発見、支援を行っていくことの重要性についての理解を深めるとともに、関係機関との情報の共有と連携を密にし、児童虐待を未然に防止していくことを目指しています。

この手引きを関係機関の皆様にご活用いただき、児童虐待防止に役立てていただけることを願っています。



東京都児童虐待防止推進キャラクター
OSEKKAI くん

令和3年4月

瑞穂町要保護児童対策地域協議会

目次

第1章 子どもへの虐待とは

- 1 子どもへの虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 虐待の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 虐待の要因とその背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 虐待が子どもに与える影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 5 虐待の発見のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (1) 日頃からの心がまえ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 - (2) 虐待に気づくためのチェックリスト・・・・・・・・・・・・・5

第2章 虐待の通告と支援

- 1 相談・通告の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 通告を受理した後の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 虐待を受けたと思われる子どもと虐待に至った保護者への支援・・・・・・11
- 4 支援者自身のセルフケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

第3章 関係機関の基本的な役割

- 1 関係機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 2 瑞穂町の子どもを守るネットワーク・・・・・・・・・・・・・14

第4章 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認

- 1 確認対象児童とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 2 瑞穂町の調査方法（児童福祉法に基づく調査）・・・・・・16

第5章 資料編

- 1 瑞穂町要保護児童対策地域協議会設置規則・・・・・・・・・・17
- 2 児童福祉法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 3 児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）・・・・・・・・・・・・・21
- 4 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（全文）・・・・・・23
- 5 虐待の重症度判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 6 子ども虐待相談・通告票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 7 通告・相談先一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

第1章

子どもへの虐待とは

1 子どもへの虐待とは

保護者（親または親に代わる養育者）が子ども（18歳未満）に対して、心や体を傷つけ、健やかな成長や人格形成に重大な影響を与える行為のことをいいます。生命の危険のある暴行などに限らず、子どもに対する不適切な関わりはすべて含みます。

！「しつけ」と「虐待」は違います。

（児童虐待の防止等に関する法律第14条 親権の行使に関する配慮等）

「しつけ」は、子どもの成長や理解度に配慮しながら、生活習慣や他人への思いやり、ルール・マナーを身につけさせる行為です。子どもの成長や気持ちを考えずに、保護者自身の欲求や要求を満たすために、子どもの心や体を傷つける行為になれば、「しつけ」とは言えず、「虐待」と判断されます。

！子どものしつけに際しての体罰は法律で禁止されています。

（東京都子供への虐待の防止等に関する条例第6条第2項）（児童虐待の防止等に関する法律第14条）

保護者が「しつけ」に際し子どもに肉体的、精神的な苦痛を与える行為（叩く、暴言、食事抜き等）は、「子供の品位を傷つける罰」と定め、保護者による体罰を禁止しています。

2 虐待の種類

虐待には、大きく分類して4つのタイプに分けられますが、これらは単独で起こるのではなく、重複して起こることが多くあります。

身体的虐待

- ・ たたく、殴る、蹴るなどの暴力
- ・ タバコの火などを押し付ける
- ・ 逆さ吊りにする
- ・ 戸外に締め出す など

心理的虐待

- ・ ば声を浴びせる
- ・ 無視する・否定的な態度をとる
- ・ きょうだい間で極端な差別をする
- ・ 子どもの目の前で配偶者に対し暴力を振るう など

ネグレクト

- ・ 適切な衣食住の世話をしない
- ・ 乳幼児を家に残したまま外出する
- ・ 学校等に登校させない
- ・ 病気なのに医師に見せない
- ・ 乳幼児を車の中に放置する など

性的虐待

- ・ 子どもへの性交・性的暴行
- ・ 性器や性交を見せる
- ・ ポルノグラフィーの被写体にする など

！これも「虐待」です。

- 同居人や内縁者により行われている虐待行為を、保護者が放置すること
- きょうだいの一人が虐待されたのを、ほかのきょうだいが目に見ている場合

3 虐待の要因とその背景

子どもへの虐待は、さまざまな要因や家庭環境などの背景が複雑に絡み合い起こります。それらの要因があるからといって、必ずしも虐待に至るとは限りませんが、虐待発生の可能性を高めます。

保護者自身の要因

- 望まない妊娠による出産
- 若年での妊娠による出産
- マタニティブルーや産後うつ病など、精神的に不安定な状況
- 精神障害、知的障害、アルコール依存、薬物依存症などの依存による心身の不安定
- 保護者自身が虐待を受けて育った生い立ちを持つ（自己評価が低く、安定した人間関係が築きにくくなる、親から得られなかった愛情を我が子との関係で満たそうとしたり、親子役割の逆転をもたらすことがある）

！特定妊婦とは

出産後の子どもの養育について、出産前から支援することが特に必要と認められる妊婦のこと。若年での妊娠や望まない妊娠、心身の不調や経済的に問題を抱えている中での妊娠などがある。妊娠届の未届けや妊婦健診の未受診の場合もあり、出産後の虐待リスクが高いとされる。

子どもの要因

- よく泣いたり、食べなかったりするなど、手のかかる子、育てにくい子
- 慢性疾患や発達面で気になることがある子
- 保護者が子どもの対応に追われて余裕がなくなり、子どもに否定的な感情を向けやすい

家庭環境の要因

- 夫婦関係が不安定で、一方が支配的で、その配偶者が服従するような状況（DV）
- 若くして結婚し、心理的に保護者になりきれていない
- ひとり親で、仕事、家事、育児、家族の問題を一身に受け止めてしまう場合
- 経済的な困窮やトラブルがある
- 夫婦どちらか、または両方が、以前のパートナーとの間にもうけた子どもを連れて再婚した場合に生じる保護者と子どものストレス

4 虐待が子どもに与える影響

虐待を受けた子どもは心や体に計り知れない深い傷が残ります。また、子どもの行動や人格形成などに深刻な影響をもたらし、その回復には、長期間の治療やケアが必要となります。

身体的な影響

- 打撲、切り傷、火傷など外から見てわかる傷、骨折、頭蓋内出血など外から見えない傷
- 栄養障害や体重増加不良、低身長
- 愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈する
- 身体的な虐待が重篤な場合には、死に至ったり重い障害が残る可能性がある

知的発達面への影響

- 安心できない家庭環境、ネグレクト状態の養育により、知的な発達が十分に得られない
- 虐待する養育者は、子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかったり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をするため、子どもの知的発達を阻害する

心理的な影響

◆ 対人関係の障害

もっとも安心を得られる存在であるはずの保護者から虐待を受けることで、子どもは他人を信頼し愛着を形成することが困難になる。

◆ 低い自己評価

子どもは自分が悪いから虐待されると思ったり、愛情を受けるに値しない存在だと感じ、自己肯定感が持てない状態となる。リストカットや摂食障害、アルコールの問題につながりやすい。

◆ 行動コントロールの問題

保護者から暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになる。攻撃的・衝動的な行動が目立つ。

◆ 多動

虐待的な環境で養育されることは、子どもを刺激に対して敏感にさせることがあり、そのため落ち着きのない行動をとるようになる。ADHD に似た症状のため、鑑別が必要。

◆ 心的外傷後ストレス障害（PTSD）

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって PTSD として残り、思春期に至って問題行動として出現する。

◆ 偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することにより、大人の欲求に従い先取りした行動、大人びた行動をとることがある。一見よくできた子どもに見えるが、思春期に問題が表出する。

◆ 精神的な症状

反復性のトラウマにより精神的な症状を呈することがある。強い防御反応として「解離」が現れた場合は、まれに解離性同一性障害に発展する場合もある。

！DV（ドメスティック・バイオレンス）の子どもへの影響

DVを目撃することは、子どもへの成長発達に大きな影響を与える

- 暴言・暴力に恐怖心を抱き不安が募ることにより、精神的な安定が得られず人に対して警戒心を抱いたり、攻撃的な行動をとったりするようになる
- 支配的関係が当然となり、暴力や暴言を容認するようになる
- 物事の解決手段として暴力に頼るようになる
- 加害者からの暴力や投げた物にあたるなど、ケガをすることがある

5 虐待の発見のために

（１）日頃からの心がまえ

3つの「変」を見逃さない	「子どもの様子が変わる」「親の様子が変わる」「状況が変わる」を見逃さない。子どもへの虐待はどんな場合でも「不自然さ」が伴うと言われる。
決めつけない	保護者とのわずかな会話や外見だけの先入観や偏見で、虐待の有無を決めつけない。保護者や子どもの様子をありのままに観察する。
虐待を隠したがる子どもの気持ちを理解する	「他人に話したことがばれたら、また、やられる」、「親と離れ離れにさせられるかもしれない」、「叩かれるのは自分がだめな子だから」、「どうせ誰かに話しても状況は変わらない」など虐待を隠す子どもの気持ちを知っておく。
報告・情報の共有 経過の記録	子どもや保護者の様子が「変」と感じたことは、職場内で情報共有し、一人で抱え込まず、組織で対応する。 記録を取り、経過が分かるようにする。 傷やあざなど外傷がある場合は、写真撮影（スケッチ可）を行い記録に残す。

！記録と写真撮影の基本

- 「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように」を子どもが語った言葉通りに記載し、大人が誘導して答えさせたり、大人の言葉でまとめるようなことは避ける。
- 写真撮影は、全身と外傷部位を中心にした部分の2枚を撮影し、日時・場所を記載する。特にアザは時間が経過するにしたがって薄れるため、速やかに撮影する。
- 写真撮影が困難な場合は、スケッチで外傷の色や大きさ、形状などを記録する。

！性的虐待が疑われる場合の対応の注意点

性的虐待は、密室で行われ、加害者と被害児だけが関与していることが多い。他者の目撃証言や客観的証拠に乏しいため、誤った誘導ではなく被害児が自発的に何を話したかが重要となる。

- 子どもが話した内容は、使った言葉をそのまま記録する
話の順序が前後したり、誰なのかははっきりしない場合もあるが、遮らず、質問しないで聞く。
- 子どもには再確認を行わないこと
何度も話をすることになり子どもにとって心理的負担となる。（二次被害）また何度も話をするうちに子ども自身の記憶が混同してしまうため。

※性的虐待が疑われる場合は、すみやかに子ども家庭支援センターまたは児童相談所に相談し、専門家の指示を仰いでください。

(2) 虐待に気づくためのチェックリスト

！児童虐待の防止等に関する法律 第5条第1項 児童虐待の早期発見等

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

以下のチェックリストを確認し、リスクに応じて対応してください。

①1つでも該当したら、すぐに通告をしてください。

子どもへの虐待に該当します。すぐに通告してください。

通告時には、子どもの氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子どもの状態、保護者や家族の状況などをお伺いします。お分かりの範囲でご協力をお願いします。

- ◆ 通告者や相談内容についての秘密は守ります。
- ◆ 子どもの安全を第一に考えます。

共通項目

子どもの様子	☐ 不自然な外傷（あざ、打撲、やけどなど）が見られる
	☐ 家の外に閉め出されている
	☐ 衣服や身体が極端に不潔である
	☐ 食事を与えられていない
	☐ 夜遅くまで遊んでいた、徘徊している
保護者の様子	☐ 小さい子どもを家に置いたまま外出している
	☐ 体罰を正当化する
	☐ 子どもが怪我や病気をしても医師に見せない、怪我等について不自然な説明をする

①こうした項目に当てはまる場合には虐待の可能性があります。

子どもへの虐待の可能性があります。迷わず通告（連絡）してください。

通告時には、子どもの氏名、生年月日、住所、虐待の内容、子どもの状態、保護者や家族の状況などをお伺いします。お分かりの範囲でご協力をお願いします。

- ◆ 通告者や相談内容についての秘密は守ります。
- ◆ 子どもの安全を第一に考えます。

共通項目

子どもの様子

- ☐ いつも子どもの泣き叫ぶ声、叩かれる音が聞こえる
- ☐ 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長、低体重、急な体重減少等）
- ☐ 季節にそぐわない服装をしている
- ☐ 食事に異常な執着を示す
- ☐ ひどく落ち着きがなく乱暴、情緒不安定、過度に緊張し視線が合わない
- ☐ 気力がない、表情が乏しく活気がない（無表情）
- ☐ 態度が怯えていたり、親や大人の顔をうかがったり、親を避けようとする
- ☐ 家に帰りたくないそぶりがある
- ☐ 誰かれなく大人に甘え、警戒心が過度に薄い

保護者の様子

- ☐ 地域や親族などと交流がなく、孤立している、支援に拒否的である
- ☐ 子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ☐ 年齢不相応な養育（しつけ）を正当化する
- ☐ 子どもに対して拒否的な発言をする
- ☐ 気分の変動が激しく、子どもや他人にかんしゃくを爆発させる
- ☐ 夜間徘徊などを黙認する

！繰り返される転居のリスク

- 転居により援助者の関わりが途切れ、周りに支援できる人がいなくなると、育児不安が大きくなりやすく虐待の発生要因になる場合がある
- 虐待が疑われる家族の転居は、児童相談所等の関与から逃れようとしている可能性があり、虐待を深刻化させるリスクにもなる
- 関わっている家族が転居した際は、転居先の関係機関への速やかな情報提供が必要である

①前項の共通項目に加えて、下記の項目も確認してください。

関係機関別のチェックリスト

保育所・幼稚園・学校等

- ☐給食やおやつを不自然なほどガツガツと食べる
- ☐無断欠席が多く、連絡がとれない
- ☐保護者がいつも行事などに子どもを参加させない
- ☐治療が必要であっても受診させない

医療機関

- ☐ケガの説明が二転三転し、矛盾する
- ☐子どもからケガの原因を説明させない、保護者が口止めをしている様子がある
- ☐不審なケガがある
- ☐保護者にも不審なあざ等がある
- ☐病気でも受診が遅く、同伴しないこともある
- ☐子どもの健康状態に無関心である

民生委員・児童委員

- ☐公園などで一人で夜遅くまで遊んでいる
- ☐近所から子どもの虐待の目撃情報がある
- ☐長らく子どもの姿が見えず、近所でも心配をしている
- ☐外で保護者が子どもをよく怒鳴っている
- ☐いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

民間事業者、集合住宅、お店等

- ☐ライフラインが止まっている
- ☐支払が長期間滞っているなどの生活の困窮が心配される
- ☐訪問時に不自然に子どもを追い出そうとする
- ☐いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である
- ☐保護者が子どもを叩くのを目撃した
- ☐低年齢の子どもが夜遅くに店に出入り、路上を徘徊している
- ☐集合住宅又はアパートの住民から子どもの虐待の目撃情報がある
- ☐子どもが万引きをしている

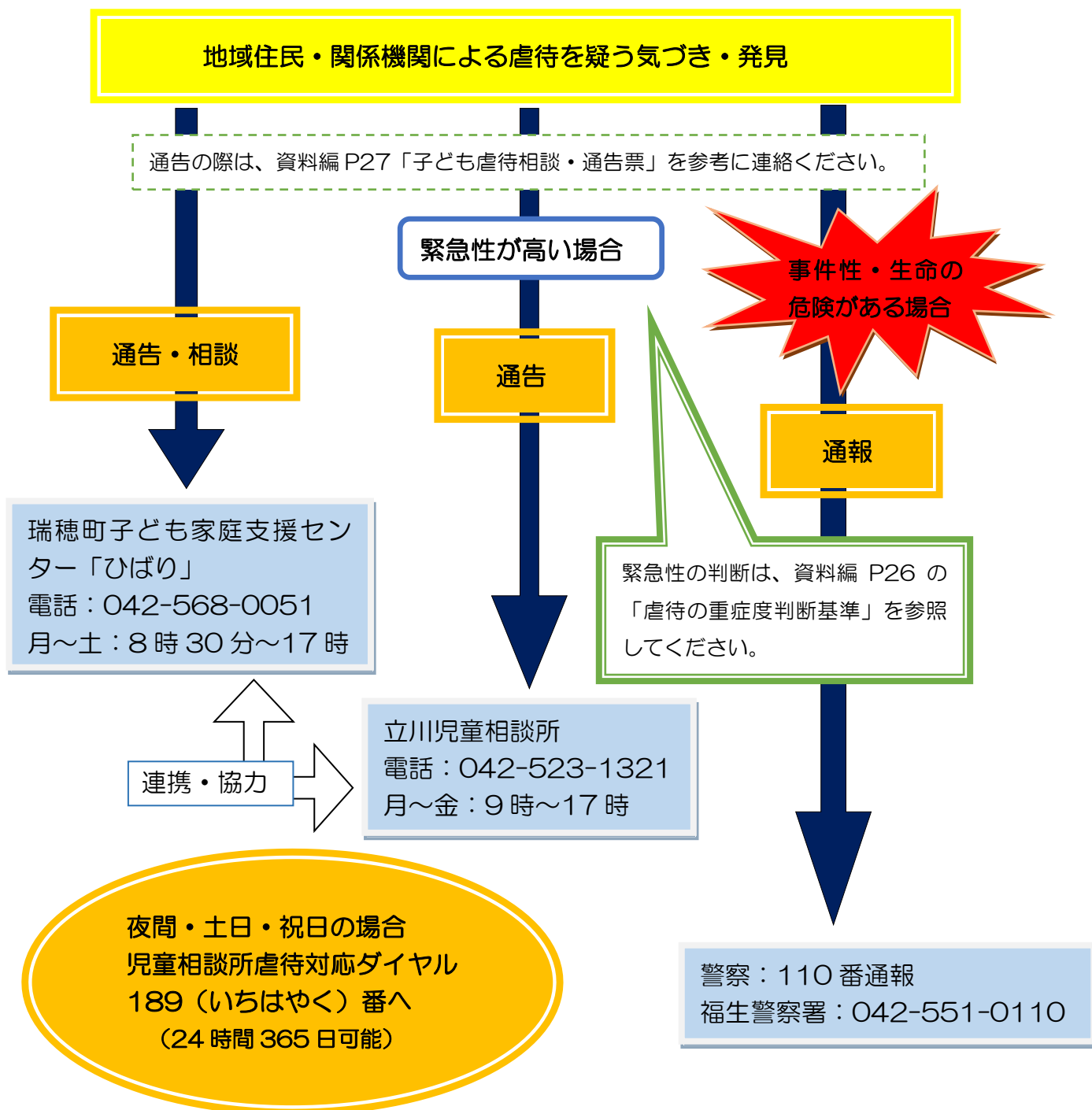
令和2年10月 東京都発行「虐待に気づくためのチェックリスト」参考

第2章

虐待の通告と支援

1 相談・通告の方法

「子どもが虐待を受けているかもしれない！」と思ったら速やかに通告してください。虐待かどうかの判断は、子ども家庭支援センターや児童相談所で行われます。虐待でなかったとしても通告者の責任は問われません。



！虐待通告に関する関連法令

● 虐待通告の根拠となる法律

- **児童福祉法第 25 条（要保護児童発見者の通告義務）**
要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない
- **児童虐待の防止等に関する法律 第 5 条（児童虐待の早期発見等）**
学校、児童福祉施設、病院等の児童の福祉に業務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない
- **児童虐待の防止等に関する法律 第 6 条（児童虐待に係る通告）**
虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない

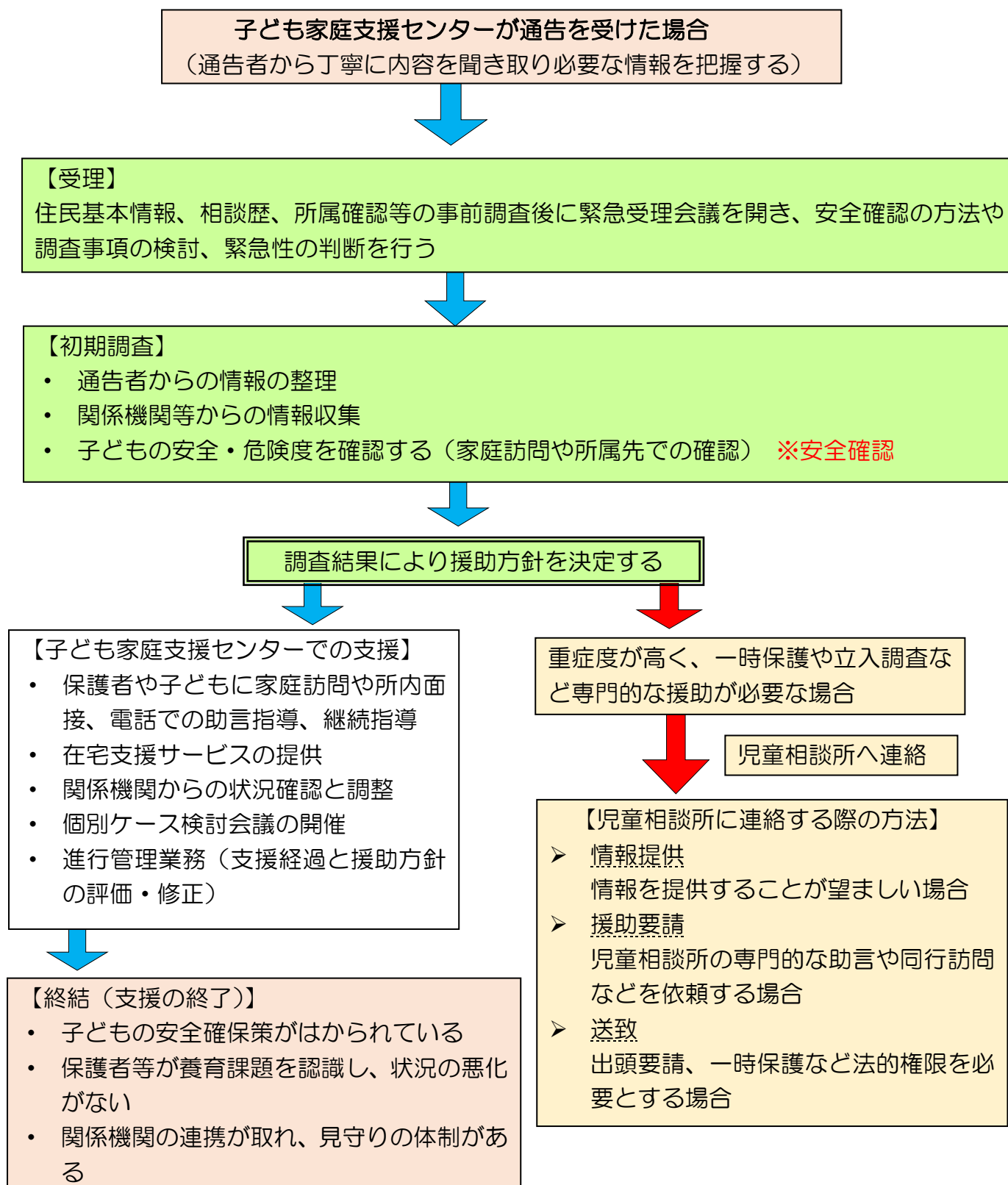
● 個人情報や理由に通告をためらう場合

- **児童虐待の防止等に関する法律 第 6 条**
通告の義務は守秘義務に優先する
守秘義務に関する法律の規定は、児童虐待に係る通告の遵守を妨げるものではない

● 通告者の個人情報や通告内容等の情報が漏れる不安がある場合

- **児童虐待の防止等に関する法律 第 7 条**
通告を受けた職員は、当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない

2 通告を受理した後の流れ



3 虐待を受けたと思われる子どもと

虐待に至った保護者への支援

子どもの特徴と支援

- ・ 虐待を「自分が悪いことをした罰」として受け取る
- ・ 虐待行為を愛情表現と思い込む
- ・ 虐待を否定したり親をかばう
- ・ 自己肯定感が低い
- ・ 大人に対して恐れや不信感を抱く
- ・ わざと問題を起こして、大人の反応確かめる
- ・ 大人の顔色をうかがうなど、大人の気持ちに敏感になる など

援助ポイント！子どもの気持ちを尊重し、あたたかな態度で接することが重要

【存在を受け入れ自信を持たせる】

- ・ 子どもが自信を持てるように「あなたは大切な存在です」「私はあなたを守りたい」といった言葉を根気よく伝える

【自分の気持ちを言葉で表現させる】

- ・ 子どもがパニック等を起こした時、支援者が子どもの感情を言葉で返し、共感的に対応する
- ・ 長い時間をかけて子ども自身が感情を言語化できるようになるまで見守る
- ・ 子どもに対して、安易に「（保護者には）絶対内緒にする」という約束をするとその後の支援に支障をきたす「あなたを守るために専門機関に相談することもある」と、誠実に伝えることが大切である

保護者の特徴と支援

- ・ 他者を信用できずに、安定した人間関係を築きにくい
- ・ 自己肯定感が低い（保護者自身が虐待を受けて育っていることも多い）
- ・ 精神疾患や抑うつ状態
- ・ 夫婦関係が不安定（DV 等）
- ・ 経済的な問題を抱えている
- ・ 心理的に保護者になりきれていない 相談相手がおらず孤立している など

援助ポイント！保護者の気持ちに寄り添いながら信頼関係を築くこと

- ・ 保護者の苦労や努力には、共感し、ねぎらいの言葉などをかけ、不安感などを和らげる
- ・ 子育てに自信がない場合には、否定的に表現された事実の中の「長所」に着目して、保護者に伝える
- ・ 保護者の話に入り込みすぎて相手の感情に巻き込まれずに、気持ちを受け止める一方で、冷静かつ客観的な対応を心がける
- ・ 怒りなど、感情がうまくコントロールできなくなっている場合は、努めて冷静に対応し、無理になだめようとせずに、ゆっくりとした言葉がけをし、落ち着くのを待つ
- ・ 体罰など、恐怖による「しつけ」を繰り返しても問題解決にはならないことを説明し、「ほめる」など別の方法を伝える

4 支援者自身のセルフケア

支援者自身が疲弊しないこと・・・

困っている子どもや保護者を目の前にすると、何とかしてあげたいという思いから知らず知らずのうちに相手に巻き込まれてしまうことがある。支援者自身が、疲弊しないようにすることが何より大切。

【一人で抱え込まない】

偏った知識で一人で判断しないように、同僚や上司、関係機関に相談する。
虐待対応は、チームによるアプローチが基本！

【保護者を変えようと意気込みすぎない】

支援者が親身になっても保護者にはなかなか伝わりません。無気力にならないように、焦らず関係を築きながら対応することが大切。

【支援者が心身ともに健康な状態を保つ】

支援者自身が健康でなければ支援の質を維持することはできません。支援者自身が休息をいれながら、自分を大切にしてください。



第3章

関係機関の基本的な役割

1 関係機関の役割

機関	主な機能
子ども家庭支援センター	18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合相談窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行う。 児童相談の一義的窓口である。
児童相談所	児童福祉法に基づいて設置されている行政機関であり、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師などの専門スタッフが相談にあたる。立ち入り調査や一時保護、施設入所措置のほか、臨検・捜索など強制的な介入、親権停止の申立などを行うことができる。 「児童相談所から子ども家庭支援センターへの送致」 (児童福祉法第26条第1項第3号) 児童相談所が受理した通告事案において、子ども家庭支援センターによる初期調査・安全確認が適していると判断されるケースは、「主担当機関」を児童相談所から子ども家庭支援センターに変更することができる。 (例示) 警察からの通告(心理的虐待暴力目撃)等
保健センター	地域保健法に基づいて設置されている。保健師や管理栄養士が配属され、健康増進法、母子保健法、予防接種法により、乳幼児健診や予防接種など地域住民に身近な保健サービスを提供している。
子育て世代包括支援センター 「ゆりかごステーション」 (保健センター内に設置)	母子保健コーディネーター(助産師等)などの専門職が、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施している。 乳児家庭全戸訪問の実施や必要に応じ個別の支援プランを作成し、産後ケア事業等を提供している。
民生委員・児童委員 主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の中で福祉の相談や支援を行う。必要な場合は専門機関につなぐパイプ役となる。児童福祉法による「児童委員」を兼ねる。その中で、児童福祉を専門に担当するのが「主任児童委員」である。
警察	児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に努める。 平成30年11月福生警察署と瑞穂町で「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を結んでいる。
福祉事務所	社会福祉法第14条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法等に基づいた業務を行う。

2 瑞穂町の子どもを守るネットワーク

要保護児童対策地域協議会とは（児童福祉法第25条の2）

虐待を受けていたり、その他、支援が必要な子どもや保護者、特定妊婦等の早期発見や適切な支援を目的として、関係機関が守秘義務のもと情報交換をしたり、支援の方針を協議するなど、関係機関の連携による支援を行うための協議会であり3つの会議から成り立つ

【代表者会議】実務者会議が円滑に運営されるための整備／支援に関するシステム全体の検討など

【実務者会議】児童に関する情報交換・実態把握／要保護児童対策を推進するための啓発活動など

【個別ケース検討会議】児童の状況の把握や問題点の確認／援助方針と役割分担の決定／支援の経過報告とその評価

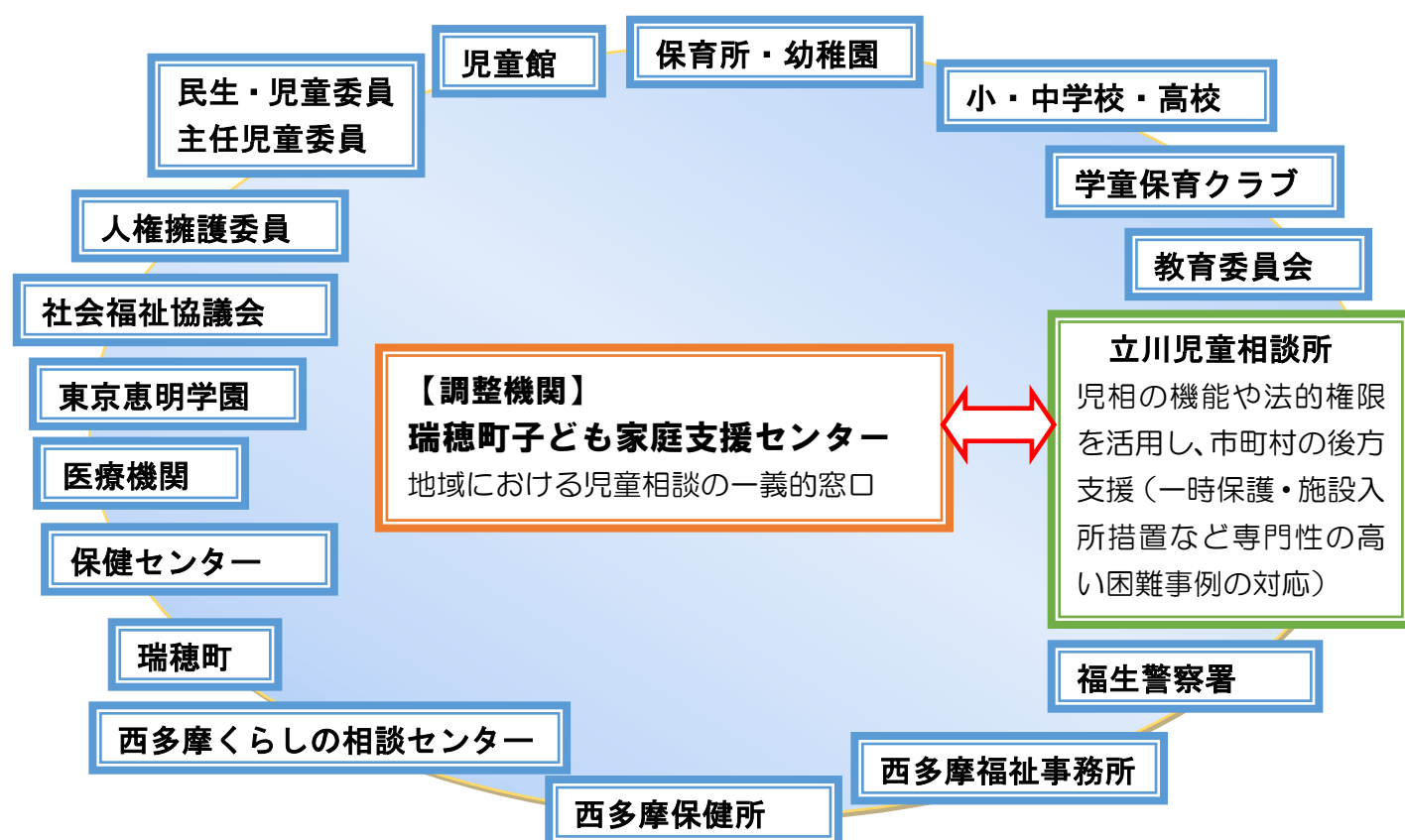
<協議対象となる児童等>

要保護児童：保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前から支援をおこなうことが特に必要と認められる妊婦

情報の共有と共通の方向性のもとに各機関が役割分担し、適切な支援を行う



！児童福祉法第25条の3第2項 要保護児童対策地域協議会の強化

関係機関等は、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第4章

乳幼児健診未受診者、未就園児、 不就学児等の状況確認

調査は、瑞穂町に住民票があるものの、乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービスを利用していないなど、関係機関が状況を確認できていない子どもの情報を瑞穂町において把握し、家族以外との接触がない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

1 確認対象児童とは

- | |
|---|
| ①乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、自治体職員や関係機関において目視による安全確認ができない児童 |
| ②未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関において目視による安全確認ができない児童 |
| ③町教育委員会等が、学校への就学に係る事務の過程で把握した児童で、通学していないもののうち、各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお連絡・接触ができず、関係機関において目視による安全確認ができない児童 |
| ④町の各相談窓口、保育の実施事務、各種手当の支給事務、その他福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、連絡・接触ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続きを行っていない家庭に属し、関係機関において目視による安全確認ができない児童（①～③までに該当する児童を除く） |

確認対象児童の中には、このような状況に置かれている児童もいます。

- ・ 児童虐待や事件の被害に遭っている
- ・ DV（配偶者等からの暴力）による住民票の異動を伴わない転居
- ・ 住民票の異動手続きをしない海外転出
- ・ 無戸籍児童

！市町村における児童の調査及び指導（児童福祉法第10条）

児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと

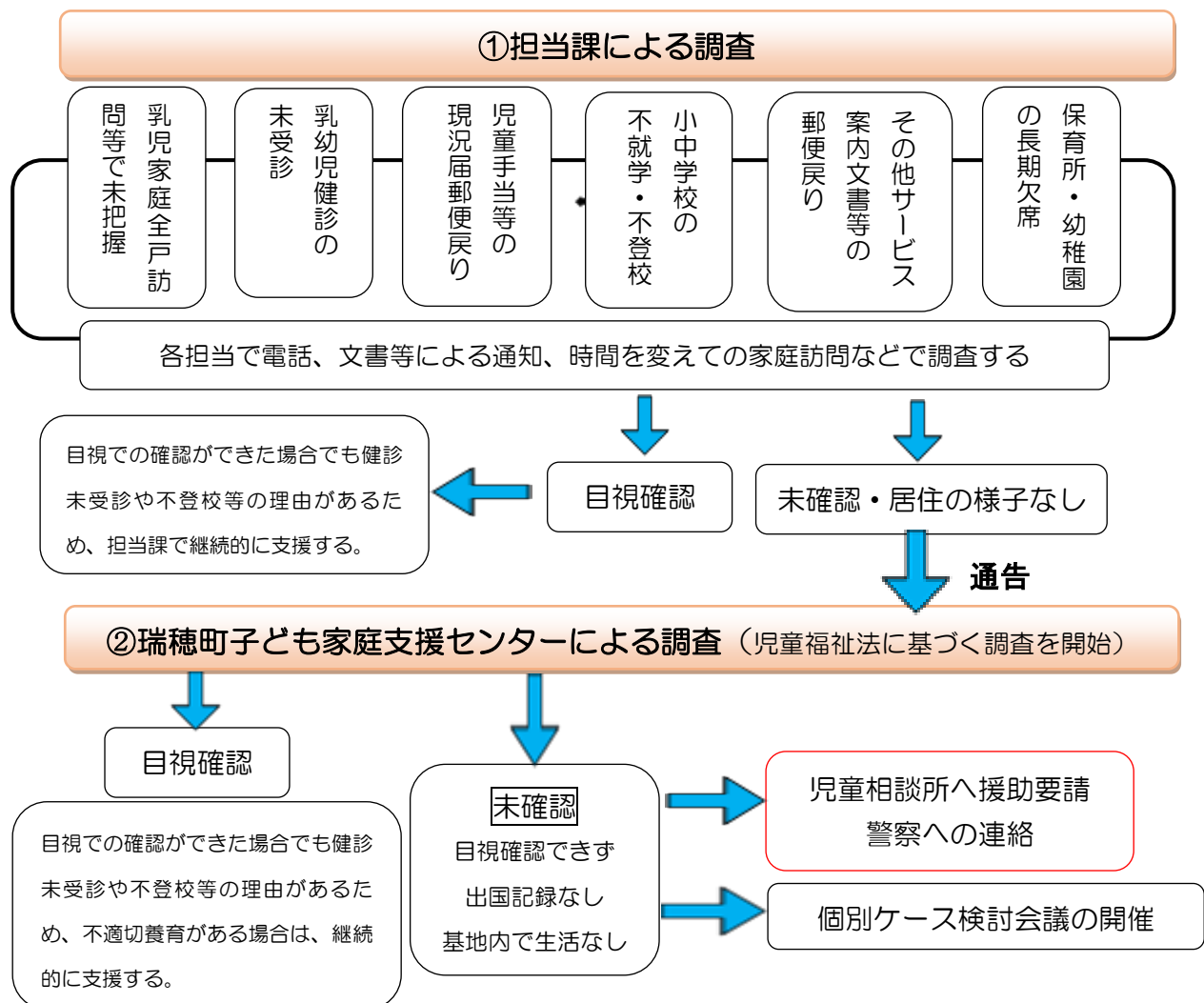
2 瑞穂町の調査方法（児童福祉法に基づく調査）

① 担当課による調査

- ✧ 確認対象児童を認識した場合は、町の担当課が文書等による通知、時間を変えての家庭訪問などで確認対象児童の状況把握を試みる。
- ✧ 町の担当課等が確認対象児童を目視により確認できない場合は、担当課から瑞穂町子ども家庭支援センターに通告する。（判断に迷う場合も連絡する）

② 子ども家庭支援センターでの児童福祉法に基づく調査

- ✧ 役場関係部署への情報確認
 - ✧ 児童、保護者、親族が外国籍の場合には出入国記録
 - ✧ 戸籍（全部事項証明・附票等）照会による親族調査及びそれにより把握した親族への調査（訪問・手紙等）
 - ✧ 住所が横田基地内の場合には、横田基地担当課への照会
 - ✧ 情報収集の過程で他の区市町村へ転出した場合は、転出先の区市町村への調査を依頼する。
 - ✧ 上記調査を行っても状況確認ができない場合には、児童相談所や警察への連絡
 - ✧ 個別ケース検討会議の開催
- 関係機関で集まり、調査結果を共有するとともに、児童の所在を明らかにするために各機関でできることについて検討する。



第5章

資料編

1 瑞穂町要保護児童対策地域協議会設置規則

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 25 条の 2 第 1 項の規定により瑞穂町要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、法第 25 条の 2 第 2 項に規定する情報の交換及び協議を行うほか、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 支援対象児童等(法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童(法第 31 条第 4 項に規定する延長者及び法第 33 条第 8 項に規定する保護延長者(以下「延長者等」という。)を含む。)若しくは法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童及びその保護者(延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に看護するものを含む。)又は特定妊婦をいう。以下同じ。)に関する情報交換
- (2) 別表第 1 に掲げる行政機関及び関係団体の連携及び協力の推進に関する協議
- (3) 児童虐待防止に関する広報・啓発活動
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な活動

(組織)

第 3 条 協議会は、行政機関、関係団体及び別表第 2 に掲げる児童福祉に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)をもって組織する。

2 町長は、前項の協議会を組織するものの職員又は構成員及び個人のうちから、第 5 条に規定する会議の種類に応じて適切と認める者をあらかじめ当該会議の構成員として指名するものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ町長が指名する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 5 条 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第 6 条 代表者会議は、実務者会議を円滑に機能させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等の支援に関するシステム全体に関すること。
- (2) 実務者会議の活動報告に対する評価に関すること。
- (3) 協議会の年間活動方針に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、代表者会議の設置目的を達成するために必要なこと。

2 代表者会議は会長が必要に応じて招集し、議長となる。

(実務者会議)

第 7 条 実務者会議は、支援対象児童等に対する支援を実際に行う者の知識及び経験を支援対象児童等の支援等に関する施策に反映させるため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 児童虐待に関する情報交換に関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援事例の把握に関すること。
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針の案の作成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要なこと。

2 実務者会議に座長及び副座長を置き、それぞれ町長が指名する。

3 実務者会議は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、支援対象児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の要保護児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
 - (2) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
 - (3) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。
 - (4) 個別の支援対象児童等の支援を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
 - (5) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 個別ケース検討会議には、座長及び副座長を置き、それぞれ町長が指名する。
- 3 個別ケース検討会議は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。
- 5 町長は、第1項に規定する所掌事項を達成させるために必要があると認めるときは、個別ケース検討会議の構成員以外の者に対し、当該会議に出席を求め、意見を聴くことができる。この場合において、求めに応じて出席した者に対し、町長は、当該会議の協議過程において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の契約を締結するものとする。

(要保護児童対策調整機関)

第9条 町長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、瑞穂町を指定する。

- 2 前項の要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の調整担当者を置く。
- 3 第1項の要保護児童対策調整機関の事務は、福祉部福祉課において処理する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

第10条 要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関する次に掲げる事項
 - ア 協議会の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。
 - イ 協議会の議事の運営に関すること。
 - ウ 協議会に係る資料の保管に関すること。
- (2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関する次に掲げる事項
 - ア 支援対象児童等に係る関係機関等による支援の実施状況の把握に関すること。
 - イ アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関の連絡調整に関すること(個別ケース検討会議における事例の再検討を含む。)

(守秘義務)

第11条 協議会の構成員は、法第25条の5の規定により協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、協議会が別に定める。

別表第1 (第2条関係)

行政機関	瑞穂町 瑞穂町教育委員会 瑞穂町立小学校 瑞穂町立中学校 警視庁福生警察署 東京都立川児童相談所 東京都西多摩福祉事務所 東京都西多摩保健所
関係団体	町の区域内に保育所を有する社会福祉法人 町の区域内に幼稚園を有する法人 社会福祉法人東京恵明学園 社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会 瑞穂町医師会 その他瑞穂町長が必要と認める団体

別表第2 (第3条関係)

児童福祉に関連する 職務に従事する者	民生委員・児童委員 人権擁護委員 医師 東京都認証保育所として認証された施設の設置者 その他瑞穂町長が必要と認める者
-----------------------	--

2 児童福祉法（抜粋）

公布日：昭和 22 年 12 月 12 日

第一条（児童の権利）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条（国民の責務）

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第六条（保護者とは）

この法律で、保護者とは、第十九条の三、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項及び第五十七条の四第二項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

第六条の三（要支援児童、特定妊婦、要保護児童とは）

⑤この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

⑧この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第 27 条第 1 項第 3 号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

第十条（市町村の業務）

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

②市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑤国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十一条（都道府県の業務）

都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ児童の一時保護を行うこと。

ヘ児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

チ養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者及び当該養子となった児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組（第三十三条の六の二において「特別養子縁組」という。）により親族関係が終了した当該養子となった児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

第十二条（児童相談所）

都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

②児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。

第二十五条（児童虐待の通告）

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

②刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二（要保護児童対策地域協議会等）

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

②協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

第二十五条の三（関係機関間の資料又は情報の提供）

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

②関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第二十五条の五（守秘義務）

次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者

二法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者

三前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

第三十三条（一時保護）

児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

②都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置（第二十八条第四項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又

は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

3 児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

公布日：平成 12 年 5 月 24 日

第二条（児童虐待の定義）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三条（児童に対する虐待の禁止）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第五条（児童虐待の早期発見等）

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

第六条（児童虐待に係る通告）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条（守秘義務）

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第八条（通告又は送致を受けた場合の措置）

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。
- 2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。
- 一児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。
- 二児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。
- 三当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。
- 四当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。
- 3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

第十三条の三 (児童虐待を受けた児童等に対する支援)

- 市町村は、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設(次項において「特定教育・保育施設」という。)又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業(次項において「特定地域型保育事業」という。)の利用について、同法第四十二条第一項若しくは第五十四条第一項の規定により相談、助言若しくはあっせん若しくは要請を行う場合又は児童福祉法第二十四条第三項の規定により調整若しくは要請を行う場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 2 特定教育・保育施設の設置者又は子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者は、同法第三十三条第二項又は第四十五条第二項の規定により当該特定教育・保育施設を利用する児童(同法第十九条第一項第二号又は第三号に該当する児童に限る。以下この項において同じ。)又は当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用する児童を選考するときは、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、居住の場所の確保、進学又は就業の支援その他の児童虐待を受けた者の自立の支援のための施策を講じなければならない。

第十三条の四 (資料又は情報の提供)

地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第十四条 (親権の行使に関する配慮等)

- 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。
- 2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

4 東京都子供への虐待の防止等に関する条例（全文）

公布日：平成 31 年 3 月 29 日

子供は、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

子供への虐待は、子供の心に深い傷を残し、否応なくその輝きを奪い、時に、将来の可能性をも奪うものであり、何人も子供への虐待を行ってはならないことは、論をまたない。

しかしながら、核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下することにより、保護者が子育てに困難を抱え、その結果虐待行為に至ることがある事実も受け止めなければならない。

そのため、都、区市町村及び関係機関等は、一層連携しながら子供と家庭を支援し、子供が家庭で健やかに成長できる環境づくりを進める不断の努力が求められている。

こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を断固として守ることを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子供を虐待から守ることに関し基本理念を定め、東京都（以下「都」という。）、都民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第四条第一項から第五項までに規定する地方公共団体の責務を踏まえ、子供を虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子供を虐待から守る環境整備を進め、子供の権利利益の擁護と健やかな成長に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子供 十八歳に満たない者をいう。
 - 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供を現に監護するものをいう。
 - 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
 - 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、保健機関その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。
 - 五 子供家庭支援センター 子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）が設置する機関をいう。
 - 六 事業者 都の区域内（以下「都内」という。）で事業を行う法人その他の団体若しくは事業を行う場合における個人又は都内の建物の所有者及び管理者であって、第四号に規定する関係機関等以外のものをいう。
 - 七 子供の品位を傷つける罰 保護者が、しつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む。）であって、子供の利益に反するものをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）で使用する用語の例による。

（基本理念）

第三条 虐待は、子供への重大な権利侵害であり、心身の健やかな成長を阻害するものであるとの認識の下、社会全体でその防止が図られなければならない。

- 2 虐待の防止に当たっては、子供の年齢及び発達の程度に応じて、その意見を尊重するとともに、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益が最優先されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、法第四条第一項から第五項までの規定及び前条の基本理念にのっとり、虐待の防止に必要な体制整備その他必要な施策を行うものとする。

- 2 都は、虐待の防止に関し区市町村（子供家庭支援センターを含む。第七条第二項及び第十三条第二項において同じ。）及び関係機関等と連携するとともに、区市町村が実施する虐待の防止に関する施策への支援を行うものとする。
- 3 都は、法第四条第四項の規定に基づき虐待の防止、虐待を受けた子供の成長及び自立に対する理解並びに体罰等によらない子育ての推進に資する広報その他の啓発活動を行うものとする。

（都民等の責務）

第五条 都民及び事業者（以下「都民等」という。）は、子供を虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めなければならない。

- 2 都民等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は都の児童相談所若しくは都の福祉事務所（以下「児童相談所等」という。）の長が行う子供の安全の確認を行うための措置（以下「子供の安全確認措置」という。）に協力するよう努めなければならない。
- 3 都民等は、虐待を受けた子供（社会的養護の下で育った子供を含む。第十四条第二項において同じ。）が、地域社会において等しく愛護され、円滑に社会的自立ができるよう、虐待等に関する理解を深め、当該子供（当該子供が十八歳以上になった場合を含む。）に対して配慮するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第六条 保護者は、子供の養育に係る第一義的な責任を負っていることを踏まえ、虐待が子供に与える重大な影響を認識し、子供の健全な成長を図らなければならない。

- 2 保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。
- 3 妊娠した者及び乳児又は幼児の保護者は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第四条の規定を踏まえ、同法第十二条及び第十三条の規定に基づき区市町村が行う妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査の受診勧奨に応じるよう努めなければならない。
- 4 保護者及びその同居人は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子供の安全確認措置に協力しなければならない。
- 5 保護者は、第十三条第二項の規定に基づく都の児童相談所による指導又は支援を受けた場合は、当該指導又は支援に従って必要な改善等を行わなければならない。

(関係機関等の責務等)

第七条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 関係機関等は、都、区市町村及び他の民間団体と連携し、虐待の防止に関する施策の推進に積極的に協力するよう努めなければならない。
- 3 関係機関等は、法第八条第一項及び第二項の規定により区市町村長又は児童相談所等の長が行う子供の安全確認措置に協力するよう努めなければならない。

第二章 虐待の未然防止

(虐待の未然防止)

第八条 都は、虐待を未然に防止するため、妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備その他の区市町村が実施する切れ目ない母子保健及び子育て支援に関する施策(障害児支援に関する施策を含む。)について、必要な支援を行うものとする。

- 2 都は、学校、学校の授業の終了後又は休業日における子供の活動場所等において、子供に対し、自身が守られるべき存在であることを認識するための啓発活動及び権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。
- 3 都は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供を行うものとする。
- 4 都は、医療機関及び区市町村と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援及び医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供を行うものとする。

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

(通告しやすい環境づくり)

第九条 虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、法第六条第一項の規定に基づき、速やかに、子供家庭支援センターその他の区市町村の通告受理機関又は児童相談所等に通告しなければならない。

- 2 都は、都民等及び関係機関等に対し、子供を守ること及び家庭への支援の契機である虐待通告を法第六条第一項の規定に基づき行わなければならないことを周知するとともに、虐待を受けたと思われる子供を発見した者が通告しやすい、又は虐待を受けた子供が自ら相談しやすい環境及び体制を整備するものとする。
- 3 児童相談所等の職員は、法第六条第一項の通告を受けた場合において、法第七条の規定に基づき、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(子供の安全確認措置等)

第十条 児童相談所等の長は、次に掲げる場合は、法第八条第一項及び第二項の規定に基づき、速やかに子供の安全確認措置を講じなければならない。

- 一 法第六条第一項に規定する通告を受けた場合
 - 二 子供本人、家族、親族等から虐待に係る相談があった場合
 - 三 児童相談所等の長が虐待が発生しているおそれがあると自ら判断した場合
 - 四 他の児童相談所から虐待に係る事案の移管を受けた場合又は区市町村からの送致を受けた場合若しくは都の福祉事務所からの送致を受けた場合
- 2 都の児童相談所長は、法第八条第二項第一号の規定による一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求、法第九条第一項の規定による立入りによる調査又は質問並びに法第九条の三第一項の規定による臨検又は搜索及び同条第二項の規定による調査又は質問(以下「臨検等」という。)について権限を行使する必要がある場合は、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。
 - 3 都は、虐待事案に的確に対応するため、警察と必要な情報を共有するものとする。
 - 4 第一項又は第二項の規定により、都の児童相談所長は、子供の安全確認措置を行おうとする場合、一時保護を行おうとし、又は行わせようとする場合、立入りによる調査又は質問をさせようとする場合及び臨検等をさせようとする場合にあっては、法第十条第一項の規定に基づき、当該子供の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
 - 5 都の児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子供の安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定に基づき、必要に応じ迅速かつ適切に行わなければならない。

(児童相談所等の調査等)

第十一条 児童相談所等の長は、次に掲げるものに対し、虐待に係る子供又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子供、その保護者その他の関係者に関する情報の提供を求めることができる。この場合において、情報の提供を求められた者は、当該情報について、児童相談所等の長が虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該情報を提供することによって、当該情報に係る子供、

その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 都及び区市町村の機関
- 二 関係機関等(前号に掲げるものを除く。)
- 三 事業者

- 2 児童相談所等の長は、前項の規定により情報を収集する場合において、虐待又はその防止等の対応の目的のために特に行うものであることを十分に踏まえ、その収集並びに当該情報の管理及び利用を適切に行わなければならない。

(連携及び情報共有等)

第十二条 都の児童相談所は、他の児童相談所から事案の移管を受け又は他の児童相談所に対し事案の移管を行う場合には、その緊急性又は重症度に応じ、的確な引継ぎを行わなければならない。

- 2 都の児童相談所は、児童相談所が専門的な知識及び技術を必要とする対応、一時保護又は施設入所若しくは里親等委託の措置等を行うこと並びに子供家庭支援センターが地域社会で子供と家庭への相談支援、子育て支援サービスの提供等を行うことを踏まえ、子供家庭支援センターその他の区市町村の機関と、密接に連携又は協働を進めるものとする。
- 3 都及び都の児童相談所は、虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けた子供とその保護者への支援のため、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)を積極的に活用し、子供家庭支援センター、関係機関等その他虐待事案に係る団体と、子供と家庭に関する必要な情報の共有を図るものとする。
- 4 都は、区市町村が設置する要対協の円滑な運営の確保及び活性化のため、必要な助言その他の支援を行うものとする。

第四章 虐待を受けた子供とその保護者への支援等

(虐待を受けた子供とその保護者への支援等)

第十三条 都は、虐待を受けた子供に対し、心身の健やかな成長を図るため、年齢、心身の状況等を十分考慮した支援及び教育を行うものとする。

- 2 都の児童相談所は、区市町村及び関係機関等と連携し、虐待を受けた子供の保護者に対し、子供の心身の健やかな成長にとって良好な家庭環境の形成若しくは適切な親子関係の構築又は再び虐待を行わないことについて、必要な指導及び支援を行うものとする。

第五章 社会的養護等

(社会的養護及び自立支援)

第十四条 都は、虐待を受けた子供の社会的養護の充実を図るため、里親制度の啓発活動、里親の育成及び里親等への委託の推進並びに乳児院、児童養護施設等の施設及び自立援助ホームその他社会的養護に関する事業の充実に努めるものとする。

- 2 都は、虐待を受けた子供の円滑な社会的自立のため、必要な支援及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

第六章 人材育成等

(人材育成)

第十五条 都は、虐待に的確に対応するため、虐待の早期発見及び早期対応その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員を育成し、都の児童相談所の運営体制を適切に確保しなければならない。

- 2 都は、区市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に資する研修等を実施するものとする。
- 3 都は、地域社会で子育て支援や虐待の防止に取り組む民間団体への支援に努めるものとする。

(虐待死亡事例等の検証)

第十六条 都は、法第四条第五項の規定に基づく検証の結果を、児童相談所、子供家庭支援センターその他の子供の福祉に業務上関係のある機関において職務に従事する者の研修等に十分活用するなど、虐待による死亡事例等の重大事例の再発防止に関する取組を積極的に進めるものとする。

- 2 都は、法第四条第五項の規定に基づく検証を行うに当たっては、第十一条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「児童相談所等の長」とあるのは「都」と、「虐待に係る子供又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他虐待の防止等に係る当該子供、その保護者その他の関係者に関する情報の提供」とあるのは「必要な情報の提供」と、「虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行」とあるのは「検証」と、「情報に係る」とあるのは「事例に係る」と読み替えるものとする。

(公表)

第十七条 都は、毎年度、虐待の防止に関する施策の実施状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 都は、社会環境の変化及びこの条例の規定の施行の状況その他虐待の防止に関する取組の推進の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 虐待の重症度判断基準

虐待の緊急度、重症度を判断する目安として参考にしてください。子どもの生命の危険がある場合や緊急性が高い場合は、すぐに通告してください。

【最重度】生命の危険がある

- ☐ 頭部外傷の可能性がある暴力（投げる、頭部を殴る、逆さづり、乳児を強く揺する）
- ☐ 腹部外傷の可能性がある暴力（腹部を蹴る、踏みつける、殴る）
- ☐ 窒息の可能性がある暴力（首を絞める、水につける、布団蒸し、鼻・口をふさぐ）
- ☐ 子どもの自殺企図、自殺の強要、親子心中を考えている
- ☐ 脱水症状、栄養不足のため衰弱している
- ☐ 感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療機関の受診がなく、放置されている
- ☐ 性交、性行為を強要されている、妊娠している

【重度】子どもの健康や成長・発達に重大な影響がある

- ☐ 医療を必要とする外傷（新旧多数の打撲傷、骨折、裂傷、眼の外傷、火傷）
- ☐ 精神症状がみられ、医療的ケアが必要である
- ☐ 成長障害や発達の遅れが顕著である
- ☐ 子どもを傷つけるなど、サディスティックな行為がある
- ☐ 日常的に威嚇、非難、無視を受けている
- ☐ 必要な食事、衣類、住居が保障されていない
- ☐ 家から出してもらえない、閉じ込められている
- ☐ 居所不明など長期間安全が確認できていない
- ☐ 性行為やわいせつ行為の疑いがある

【中度】入院を要するほどではないが、子どもの人格形成に影響がある

- ☐ 慢性的にアザや傷ができるような暴力を受けている
- ☐ 長期にわたり身体的ケアや情緒的ケアを受けていない
- ☐ 配偶者間の暴力を目撃している
- ☐ 強い叱責、脅し
- ☐ 生活環境や育児条件が極めて不良、事態の改善が望めない
- ☐ 長時間にわたり大人の監護なく家に放置されている
- ☐ 子どもの年齢不相応な性的言動、保護者が子どもに卑猥な言葉を発する

【軽度】虐待行為はあるが、保護者に自己抑制があり親子関係に重篤な課題がない

- ☐ 外傷が残らない暴力
- ☐ きょうだい間の差別
- ☐ 子どもの健康問題が起きない程度のネグレクト

【疑い】重症度にかかわらず虐待の疑いがあるもの

- ☐ 外傷はないが叩く
- ☐ 予防接種や健診を受けていない
- ☐ 子がかわいく思えない など

6 子ども虐待相談・通告票

「虐待かな？」と思ったら、以下の子ども虐待相談・通告票を参考に、まずはお電話ください。（分かる範囲で記入する）

子ども虐待相談・通告票

連絡日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分			
子どもの状況	ふりがな 氏名	(男・女)			
	生年月日	H・R	年	月	日 (歳 か月)
	所属	幼・保・小・中・高 年 組 担任 ()			
	住所	瑞穂町			
	連絡先	自宅： 携帯：			
	虐待疑いの 内容	①誰から ②いつから ③どこで ④頻度は ⑤どんなふうに (部位・程度等)			
家族の状況	ふりがな 保護者	氏名：	続柄	年齢	職業
		氏名：	続柄	年齢	職業
	家族 構成	父・母・養継父・養継母・内縁父・内縁母・兄 (人)・姉 (人)・ 弟 (人)・妹 (人)・祖父・祖母・他 () ※きょうだいの年齢や所属もわかれば教えてください。			
	住居	持家・マンション(分譲・賃貸)・アパート・借家・公営住宅			
連絡者について	氏名	職種 ()			
	所属機関				
	連絡先	住所	電話		
	事実確認(連絡者は虐待を)	1. 目撃した 2. 疑わしい所見や悲鳴・音からの推測 3. 関係者等から聞いた 4. 本人から聞いた 5. 保護者から聞いた			
	保護者の了承	保護者は相談・通告を 1. 承知 2. 拒否 3. 知らせていない			
	調査協力	子ども家庭支援センターからの連絡 諾 ・ 否			
その他					

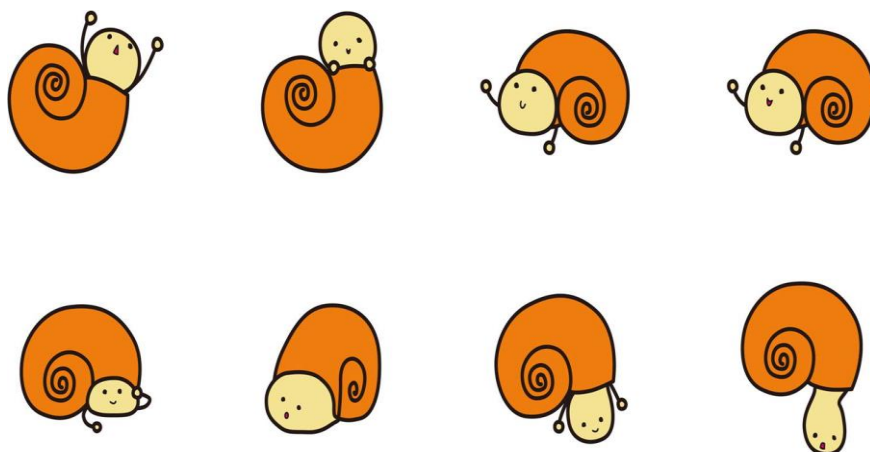
7 通告・相談先一覧

通告・通報先
瑞穂町子ども家庭支援センター（月～土 8時30分～17時） 瑞穂町石畑 1972 番地 電話 042-568-0051
立川児童相談所（月～金 9時～17時） 立川市柴崎町 2-21-19 東京都立川福祉保健庁舎 3 階 電話 042-523-1321
児童相談所虐待対応ダイヤル（365日24時間） 電話 189（いちはやく） 児童虐待に関わる緊急の窓口であり、近くの児童相談所につながる
福生警察署 福生市加美平 3-25 電話 042-551-0110 （緊急時 110 番） 命の危険がある場合、緊急性の高い場合の通報窓口

主な相談先	住所	電話
瑞穂町役場	瑞穂町箱根ヶ崎 2335 番地	042-557-0501（代表）
瑞穂町保健センター	瑞穂町石畑 1970 番地	042-557-5072（代表）
瑞穂町子育て世代包括支援センター「ゆりかごステーション」	（保健センター内）	042-557-5108（直通）
瑞穂町教育相談室	瑞穂町箱根ヶ崎 2475 （瑞穂ビューパーク・スカイホール内）	042-557-0312
西多摩保健所	青梅市東青梅 1-167-15	0428-22-6141
西多摩福祉事務所	青梅市河辺町 6-4-1 東京都青梅合同庁舎内	0428-22-1165
西多摩くらしの相談センター	青梅市河辺町 6-4-1 東京都青梅合同庁舎 1 階	0428-25-3501

参考・引用文献

- ・子ども虐待対応の手引き（H25.8 改訂） 厚生労働省雇用均衡等・児童家庭局
- ・虐待相談のあらまし（2020 年度版）東京都 ・虐待に気づくためのチェックリスト（R2.10）東京都
- ・児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（R1.9）東京都福祉保健局
- ・羽村市児童虐待対応マニュアル（R1.11） ・奥多摩町児童虐待対応マニュアル（H30.10）



発行日 / 平成 22 年 4 月
改訂日 / 平成 29 年 4 月 令和 3 年 4 月
発行 / 瑞穂町
編集 / 瑞穂町要保護児童対策地域協議会
事務局 / 瑞穂町子ども家庭支援センター
〒190-1211
瑞穂町大字石畑1972番地
TEL：042-568-0051
FAX：042-568-2015

